

中種子町立中種子中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。（H25.9 施行 いじめ防止対策推進法第2条）

2 いじめ防止基本方針策定の目的

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第17号）第13条により、中種子中学校の全ての生徒が、いじめのない安心でき充実した学校生活をおくることができることを目的に「いじめ防止基本方針」を策定した。

3 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。

4 基本方針

学校教育目標

「授業が輝く、心が輝く、自他ともに未来に輝く生徒の育成」
キャッチフレーズ「健康と安全は全てにおいて優先する。」

家庭・地域との連携

- ・各小学校区長
- ・PTA
- ・民生委員
- ・町校外生活連絡会

いじめ防止対策委員会

- 1 目的
「学校基本方針」を実行に移すために本委員会を設置する。年間計画の作成・実行・検証・修正の中核を担う組織である。
- 2 組織構成
生徒指導部会と兼ねる。適宜、学級担任、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター等も加える。

関係機関との連携

- ・町教育委員会
- ・熊毛教育事務所
- ・熊毛支庁
- ・SC, SSW, SV
- ・町地域福祉課
- ・中種子駐在所
- ・町内各小学校
- ・種子島中央高等学校
- ・中種子特別支援学校
- ・町教育支援センター

いじめの未然防止

「いじめ」は、どの学校にも起こり得るという認識のもと、好ましい人間関係を築き、豊かな心の育成に取り組む。

【教職員の取組】

- ・一人一人を大切に集団づくりと人間関係づくりの推進
- ・「魅力ある学校づくり」のための授業改善
- ・自尊感情を高める学校行事・学級活動・道徳指導等の充実
- ・授業中の基本的な学習習慣の指導の徹底
- ・情報モラル指導の充実
- ・『生徒指導提要』を活用した研修と共通理解、共通実践に基づく指導
- ・学校生活アンケート、学校たのしいーとの実施

【生徒の取組】

- ・いじめゼロを目指した「いじめ問題を考える週間」の取組
- ・お互いを尊重し合う環境づくり

【保護者の取組】

- ・PTA 全体会や学級 PTA で情報交換や意見交換
- ・日常的な観察、家庭学習充実週間への積極的な取組
- ・子ども会や地域の行事への積極的な参加

【地域の取組】

- ・電子機器やインターネットの利用ルールづくり
- ・地域子ども会における体験活動の推進

○生徒指導体制（基本）

- ※生徒指導係を中心に全職員で関わる。
- ・生徒指導部会（火）
- ・Sec-smile で共通理解を図る。

○相談体制

- ・教育相談の充実
- ・SC の活用と連携
- ・相談窓口の設置及び周知

○職員研修の重点

- ・『生徒指導提要』の積極的活用
- ・学校生活アンケートと学校たのしいーとの実施・分析
- ・道徳授業実践（いじめ問題を考える週間、県民週間他）
- ・カウンセリング研修

○早期発見時の体制

- ・いじめ防止対策委員会を召集、共通理解

○重大事態への対応

- ・第三者を加えたいじめ防止委員会の設置

いじめの早期発見

早期発見することが、早期解決に繋がるという認識のもと、生徒へのアンケート、職員間での情報共有ならびに保護者との連携などにより情報を収集する。

【教職員の取組】

- ・学校生活アンケート（年2回）、学校たのしいーと（年3回）
- ・教育相談を通じた学年部職員による聞き取り調査
- ・保護者が相談しやすい環境づくり

【生徒の取組】

- ・学校、保護者、関係機関へのいじめについての相談

【保護者の取組】

- ・我が子の観察ならびに学校への報告、連絡、相談
- ・悩みを親へ相談できる、家庭での雰囲気づくり

いじめに対する措置

問題を軽視することなく、早期に適切な対応を行うという認識のもと、被害生徒の苦痛緩和を最優先とした対応を行う。

【教職員の取組】

- ・いじめ防止対策委員会を立ち上げ、対応を判断する。
- ・本校生徒指導部作成の『いじめに関する基本的な対応について』をもとに対応を進める。

いじめられた生徒に対して	いじめた生徒に対して
<ul style="list-style-type: none"> ・事実確認とともに、本人の気持ちに共感し、心の安定を図る。 ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。 ・必ず解決できる希望がもてることを伝える。 ・自尊感情を高めるような言葉かけをする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめた気持ちや状況について十分な聞き取りを行う。 ・心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導し、いじめが人として絶対に許されない行為であることやいじめられた側の気持ちを理解できるように指導する。
いじめられた生徒の保護者に対して	いじめた生徒の保護者に対して
<ul style="list-style-type: none"> ・発覚したその日のうちに保護者に事実を伝える。 ・学校の指導方針を説明し、今後の対応について協議する。 ・保護者の辛い気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。 ・継続して家庭と連携しながら解決に向かって取り組むことを確認する。 ・家庭での生徒の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。 ・一度の対応で終わることなく、継続して連絡を取り合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者の辛く悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。 ・「いじめは絶対許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。 ・生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

5 重大事態の発生

1. いじめ重大事態の法的根拠と定義

法的根拠：いじめ防止対策推進法 第28条第1項

同法では、以下の2つのケースを「重大事態」と定義している。

1. 生命・心身・財産への重大な被害（第1号）

- ・いじめにより、児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
- 例：自殺企図、自傷行為、骨折等の大怪我、PTSDの発症、金品の多額な強要など。

2. 相当期間の欠席（第2号）

- ・いじめにより、児童生徒が相当の期間（年間30日が目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。

2. 対処

(1) 学校を調査主体とした場合

- ① 専門的知識及び経験をもつ第三者を加えたいじめ防止委員会を立ち上げ、情報（事実）収集、記録、共有及び事実確認を行った後、早急に報告する。【報告：校長→町教育委員会】
- ② いじめを受けた生徒と保護者に情報を適切に提供する。
 - ア 適時、適切な方法で、経過報告をする。
 - イ 個人情報に十分配慮する。（※個人情報を楯に説明を怠ってはいけない）
 - ウ アンケートを実施する際は、その旨を調査対象の生徒、保護者に必ず説明しておく。

(2) 町教育委員会が調査主体となる場合

- ① 設置者の指示のもと、資料の提出や調査に協力する。
- (3) 学校長の判断により、場合によっては出席停止や転学等の措置を検討する。
- (4) 場合によっては、PTAや地域にも協力を依頼する。
- (5) いじめや暴力行為等に関して犯罪行為の可能性がある場合は、直ちに警察に通報し、その協力を得る。

【生徒の取組】

- ・当事者だけの問題でないことを認識し、いじめの傍観者から仲裁者への転換を図る。
- ・いじめや暴力は絶対に許さないという思いを繰り返し確認する。
- ・よりよい学級づくりに向けて、一人一人が真剣に考える。
- ・何でも話し合えるような雰囲気づくりをする。
- ・友人の変化をすぐ担任に相談（情報提供）することは正義の行動であると認識する。
- ・マスコミ等でいじめに関する報道がなされた際は、学級でも話し合う機会をもつ。

【保護者の取組】

- ・学校の取組に情報提供をするなど、協力をする。

※ いじめ対策年間指導計画は、生徒指導年間指導計画と兼ねる。